

弁明の前に

この政治倫理条例審査会は小野浩議員、岡野勉議員、長瀬衛議員から、令和7年10月14日まで高橋達夫の親族企業が辞退届を提出していない、また令和5年度から令和7年度途中までの間に契約金額10万円以上の業務契約として、高齢者支援課及び保健センターが発注する計5件の印刷製本業務1,724,080円について町との契約を行い、さらに毛呂山町教育委員会が発行する越生班第3、4学年社会科副読本を越生班社会科副読本委員会から発注したことにより政治倫理条例違反として開催されました。

しかし、企業には憲法が保障する営業の自由が認められており、企業が辞退届を出すか否かは企業の自由であり、親族といえども関わる話ではありません。

また令和5年以降令和7年度途中まで1,724,080円を受注していると記していますが、令和5年3月1日地方自治法92条の2が改正され、それに伴い遅ればせながら町でも令和5年12月13日の条例改正をしました。それにより年間300万円までの受注は、関係企業に認められるようになっています。これらの契約は不正な入札や、見積もり等により行われたのではなく、この契約により町は合計133,000円の安い契約をしたこととなります。

これは町の義務である「最少の経費で最大の効果」をもたらす結果になっております。しかし議長の判断によりこの審査会を開催したため、政治倫理審査会委員の費用弁償として支払った130,000円は「町民の血税」が使われています。よって議長はこの地方自治法92条の2の改正に伴う条例改正や、「最少の経費で最大の効果」に努める町の義務を知っていれば、町職員の不要な事務や町民の貴重な血税を無駄に使う事はなかったのです。このような議長の判断を町民はどのように理解するかを私は問いたいと思います。

また、議長はまだ審査委員会を開く前から、これを大事件のごとく一般町民に吹聴しています。さらに、中立公正たるべき審査委員に提案者の2名の議員を任命しており、これでは「訴えた人が審査する事」になり、法の中立公正性を欠いております。これらのことは議会の代表である議長としての見識を全く疑うものです。

弁明書

## 第1 弁明の趣旨

毛呂山町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の判断は本条例の適用を誤ったものであり、その結論及び理由は不当である。

## 第2 弁明の理由

## 1 毛呂山町議会政治倫理条例（以下「本条例」という。）5条について

### (1) 本条例5条について

本条例第5条1項は、本文において、議員関係企業は、地方自治法92条の2の趣旨を尊重し、町民に疑惑を持たれないよう、町等との請負契約等を辞退しなければならないと規定し、同項ただし書において、「各会計年度において支払を受ける請負及び指定管理者の指定に係る対価の総額」（以下「各会計年度における請負総額」という。）が地方自治法施行令第121条の2で定める額すなわち300万円を超えないときは、当該辞退義務を免除している。

そして、本条例第5条5項は、議員は、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう、責任をもって、関係する議員関係企業に辞退届を提出させる努力を尽くさなければならないと規定している。

上記規定から明らかなおり、辞退届の提出義務を負うのはあくまで議員関係企業であり、議員が、議員関係企業に辞退届を提出させる努力義務を負うのも、議員関係企業において辞退届を提出する義務がある場合に限定されることになる。

そして、本条例5条1項は、各会計年度における請負総額が300万円を超えるか否かについて、議員個人が請負をする場合なのか否かを問題にしていないことから、議員関係企業が法人なのか議員個人なのかを問わず、各会計年度における請負総額が300万円を超えない場合には、議員関係企業には辞退届を提出する義務はなく、当然、議員においても辞退届を提出させる努力義務も負わないことになる。

なお、本条例5条は、令和5年12月13日改正により上記ただし書が追加され、その施行日も同日とされたことから、各会計年度における請負総額が300万円を超えない場合に議員関係企業に辞退届の提出義務が生じないのは同日以降となる。以下、令和5年改正後の本条例5条1項を「改正後本条例5条1項」という。

### (2) 地方自治法92条の2について

地方自治法92条の2の規定は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保する趣旨から、議員の兼業禁止を規定しているところ、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることから、地方自治法の一部を改正する法律（令和4年12月16日法律第101号）による改正が行われ、議員個人による請負について、各会計年度における請負総額が300万円を超える場合に限り、兼業が禁止することとなった（令和5年3月1日施行）。

同条は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（略）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）」たることができないと規定し、議員個人が請負をする場合についてのみ、各会計年度における請負総額が300万円を超えるか否かを問題にしている。一方、本条例第5条は、上記のとおり、議員個人が請負をする場合か否かを問わず、議員関係企業において各会計年度における請負総額が300万円を超えるか否かを問題にしている。

このように、地方自治法92条の2と本条例第5条とでは、規制のあり方が異なることには留意されなければならない。

## 2 永高印刷株式会社（以下「永高印刷」という。）による請負に対する本条例5条の適用について

- (1) 永高印刷と町等との間の受注関係は、次のとおりである。令和5年度から令和7年度における各会計年度において、永高印刷が支払いを受けた請負に係る対価の総額はいずれも300万円を超えていない。
  - ア 令和5年8月21日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、高齢者インフルエンザ予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額146,300円）（契約日令和5年8月24日）
  - イ 令和6年6月25日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、高齢者インフルエンザ予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額154,880円）（契約日令和6年6月25日）
  - ウ 令和6年8月9日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、新型コロナウイルス感染症予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額154,000円）（契約日令和6年8月9日）
  - エ 令和7年5月30日付毛呂山町高齢者支援課発注の指名競争入札による単価契約として、認知症ケアパスガイドブック印刷業務の請負契約（契約額1部74円、請負総額962,000円）（契約日令和7年5月30日）
  - オ 令和7年6月13日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、令和7年度予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額306,900円）（契約日令和7年6月13日）
  - カ 令和7年2月下旬頃、毛呂山町及び越生町が負担行為を行った越生班社会科副読本改定委員会発注の契約として、越生班社会科副読本印刷業務の請負契約（契約額1,640,100円）。なお、同契約に

ついて、毛呂山町は令和7年2月17日に1,240,765円の負担金を支出した。

- (2) 上記1で述べたとおり、令和5年12月13日以降においては、各会計年度における請負総額が300万円を超えない場合には、議員関係企業には辞退届を提出する義務はない。

そして、上記2(1)のイからカまでの請負は、令和6年6月25日以降になされたものであり、かつ各会計年度における請負総額が300万円を超えていない。

したがって、上記(1)イからカについては、改正後本条例5条1項ただし書により、議員関係企業には辞退届を提出する義務を負うことはなく、議員にも辞退届を提出させる努力義務もない。

一方、上記(1)アについては、同日よりも前に受注したものであるため、永高印刷には同年8月21日から30日以内に辞退届を提出する義務を負う（本条例5条4項）。この場合において、審査対象議員は、永高印刷に対し、辞退届を提出させる努力義務がある。

### 3 審査会の判断の違法性について

- (1) 本条例第5条違反について

ア 審査会は、上記2(1)のアからカについて、その請負の時期にかかわらず、永高印刷は審査対象議員を通じて、各任期開始の日から30日以内に辞退届を提出すべきであったとしている（4ページ「イ」）。

しかし、上記2(2)のとおり、少なくとも上記2(1)のイからカまでの請負は、令和6年6月25日以降になされたものであり、かつ各会計年度における請負総額が300万円を超えていない以上、永高印刷には辞退届を提出する義務はなく、審査対象議員にも辞退届を提出させる努力義務はない。

イ この点に関し、審査会は、「審査対象議員は、本条例改正前の令和5年5月26日までに永高印刷に対して辞退届を提出させる努力をしなければならなかったものであり、その後に本条例の改正があったとしても、審査対象議員が本条例第5条第5項に違反した事実が遡って適法になることはない」としている（5ページ「オ」）。これは、永高印刷の辞退届の提出義務が生じるのは、現に町等との間で請負を開始したときではなく、審査対象議員の任期が開始したときと判断したものである。

しかし、町等との間で何ら請負を行っていない議員関係企業に対して、議長に辞退届を提出させ、議長がそれを公表したとしても、町民

の議会運営に対する信頼を確保することにはならず、何ら意味のないものであることは誰の目にも明らかである。

また、令和5年の条例改正後は、各会計年度における請負総額が300万円を超える場合に辞退届の提出義務が生じるところ、町等との間で請負を開始するより前の時点において、各会計年度における請負総額が300万円を超えるか否かは確定していないのであるから、その時点において、議員関係企業に辞退届の提出義務が生じると考え難い。

そもそも、本条例5条4項が、「(議員の任期途中で第1項に該当することとなった場合は、その日)から30日以内に議長に提出するものとする。」としているのは、議員の任期開始後に議員関係企業が請負をすることになった場合をまさに想定したものであり、議員関係企業が町等との間で請負をした場合には、その請負を開始したときから30日以内に辞退届の提出義務を課したものである。

具体的には、随意契約の場合には、当該随意契約を締結した日から30日以内に、指名競争入札の場合には、当該入札に係る指名の通知を受けた日から30日以内に、辞退届の提出義務を課したものである(但し、令和5年12月13日以降は、当該随意契約を締結し、又は指名競争入札で落札することにより、当該会計年度における請負総額が300万円を超える場合に限る。)

本件において、永高印刷は、審査対象議員の任期開始後に、町等との間で請負契約を締結し、又は指名の通知を受けたのであるから、永高印刷に辞退届の提出義務が生じ得るのは、本条例5条4項かつこ書きにより、請負契約を締結した日又は指名日となる。

そして、上記2(1)のイからカまでの請負に係る契約締結日又は指名日は令和6年6月25日以降になされたものであり、かつ各会計年度における請負総額が300万円を超えない以上、改正後本条例第5条1項ただし書により、永高印刷には辞退届を提出する義務はなく、審査対象議員にも辞退届を提出させる努力義務が生じることもない。

それにもかかわらず、審査会が上記2(1)イからカまでを含めて、本条例5条違反としたのは、本条例5条4項の適用を誤り、又は同項かつこ書きを看過して、辞退届の提出義務が生じるのを審査対象議員の任期開始日である令和5年4月20日からと判断したからに他ならない。

このように、審査会の判断には、本条例5条4項の適用を誤った結果、上記2(1)イからカまでについて本条例5条違反を認定した違法が

ある。

ウ また、上記のとおり、上記 2(1)イからカまでについては永高印刷に辞退届が生じることはない一方、確かに、上記 2(1)アの請負に関しては、請負契約締結の日が令和 5 年 1 2 月 1 3 日より前であるため、永高印刷には、当該請負契約締結日である同年 8 月 2 1 日から 3 0 日以内に辞退届を提出する義務が生じていたことになる。

しかし、審査対象議員が負うのは辞退届を提出させる努力義務にとどまり、上記 2(1)アの請負に関し、永高印刷に辞退届を提出するよう促した事実がなかったとしても、以下に述べるとおり、直ちに辞退届を提出させる努力をしなかったとまではいえず、本条例 5 条 5 項に違反するものとはいえない。

(ア) そもそも、当該請負の契約額は 1 4 万 6 3 0 0 円であるがこれは他社との見積り合わせの結果、最低価格で請け負ったのであり(永高印刷 133.300 円 他社 161.000 円)、高額とまではいえないことからこれを議員関係企業である永高印刷が請け負ったとしても、町はこれにより 27700 円安い契約をしたのであるから、直ちに町民をして議会運営に対する疑惑を生じさせるものではない。

上記 1 のとおり、本条例 5 条 1 項は令和 5 年 1 2 月 1 3 日に改正され、各 会計年度における請負総額が 3 0 0 万円を超えない場合には辞退届を提出する義務はなくなった。この条例改正は、あくまで各会計年度における請負総額が 3 0 0 万円を超えない場合には、議員関係企業が請負をしたとしても、町民に対して疑惑を持たせることがないと考えられたからに他ならない。

このように、当該請負の金額は高額とはいえず、その後の本条例改正の経過を踏まえると、上記 2(1)アの請負は必ずしも町民に対して疑惑を持たせるものとはいえない。

(イ) また、平成 2 7 年に町長が本条例に関係する業者を指名しないよう通知したことから、審査対象議員において、永高印刷が指名競争入札において指名されている事実を認識していなかったのであるから、永高印刷に対して辞退届を提出するよう促した事実がなかったとしても、努力義務に違反したことにはならない。

この点に関し、審査会は、審査対象議員において永高印刷が辞退届を提出していないにもかかわらず指名されないと思っていたという主張は不可解であるとし(4 ページ「エ」)、その理由として、平成 2 8 年 8 月 1 0 日の議会全員協議会において、前年の通知を廃止する説明が行われ、同年 9 月 2 8 日付町長から各課長へ

の通知によって通知が廃止されたこと及び平成29年12月5日の議会定例会において、本条例において一般質問を行い、その答弁として小川賢三管財課長が平成27年の通知を廃止する通知をしたことについても述べていたこと等を挙げている。

しかし、これらは、金額の大きな入札案件に限定されたものであり、印刷のような金額の少ない見積もり合わせの業務については、庁内の各課から引き続き現在まで指名されていないのが現実である。

したがって、審査会が挙げた事情があったとしても、審査対象議員において、永高印刷に対して指名がなされることはないことを認識していたとしては不自然ではなく、永高印刷に対して辞退届を提出するよう促した事実がなかったとしても直ちに努力義務を怠ったことにはならない。

(ウ) このように、上記(ア)から(イ)までに挙げた事情を考慮すると、上記2(1)アの請負に関し、審査対象議員において、永高印刷に辞退届を提出するよう促した事実がなかったとしても、直ちに努力義務に違反したとはいえない。

エ 以上のとおり、審査会の判断には、本条例5条4項の適用を誤った結果、上記2(1)イからカまでについて、改正後本条例5条1項ただし書の適用を誤り、審査対象議員について本条例5条違反を認定した違法がある。

また、上記2(1)アに関しても、審査対象議員には永高印刷に辞退届を提出させる努力義務を怠ったとまではいえない。審査会が、契約金額や本条例5条の改正経過等を全く検討しないままに本条例5条違反を認定したことは違法である。

(2) 本条例4条違反について

上記のとおり審査対象議員において本条例5条に違反した事実はない。また、少なくとも、上記3(1)に述べた事情を考慮すると、上記2(1)アの請負について、審査対象議員がその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしたとまではいえないことから、本条例4条第1号に違反するものではない。

この点に関し、審査会は、審査対象議員が、議員関係企業の代表者と10日に1度くらいは顔を合わせていることを挙げているが(6ページ「イ」)、審査対象議員が議員関係企業の役員や従業員を務めていない以上、決して大型な案件とはいえない上記2(1)アの受注について、審査対象議員に知らせなかったとしても不自然ではない。

また、審査対象議員が監査委員であることから、永高印刷による請負の事実を知らないはずはないとしているが（6ページ「オ」）、監査事務局に確認すれば明らかであるが、町では金額の少ない物品契約等は監査委員の監査対象ではないことから、監査委員が上記2(1)アの請負を認識していなかったとしても不自然なことではない。

さらに、審査会は、6ページ「ウ」において、「なお、令和5年の本条例第5条第1項ただし書改正時の議員に対する説明としては、法第92条の2における地方議員の兼業禁止が改正されたことに伴うものということであった。そして、審査対象議員が出席していた令和5年11月14日の全員協議会において、当該ただし書追加の趣旨は、議員個人による請負に関する緩和に過ぎないことが説明されていたという事情もある。」としている。そもそもこの記載の趣旨は明らかではないが、各会計年度における請負総額が300万円を超えない場合に辞退届の提出義務がなくなるのは議員個人が請負を行う場合に限られると地方自治法92条の2と本条例5条1項を混同しているものと考えられる。上記1(2)で述べたとおり、地方自治法92条の2と本条例第5条とでは、規制のあり方が全く異なるものである。

このように、審査会が指摘する事項はいずれも失当である。

### (3) 審査会の委員の構成について

審査会は、議員の政治倫理の確立のため、付託を受けた事項について調査し、審議し、及び報告する議会の附属機関である（本条例9条）。その委員は、議員及び学識経験を有する者のうちから、議長が委嘱するものとされているところ（本条例10条3項）、これは、審査会には、議会から付託を受けた事項について、より中立的な立場から調査・審議等することが求められているためである。

しかし、本件においては、あろうことか審査請求を行った議員2名が審査会の委員を務めており、全く中立的な立場にはない者が審査会の委員を務めている。審査対象議員において、この点を指摘したにもかかわらず、審査会は何ら対応をせず、理由書においても一切言及していない。

これは、つまるところ本件における審査会は、中立的な立場から審理を行うことを客観的に期待できるものではなく、審査対象議員において本条例違反を認定するという結論ありきで審理が行われたことを意味する。そうであるからこそ、上記のような本条例の適用について基本的な誤りを犯したものと言わざるを得ない。

## 4 結論

以上より、審査会の判断は本条例の適用を誤ったものであり、その結論及び理由は不当である。

以上

令和8年2月18日

毛呂山町議会議員 高橋達夫